

立川市工事費積算内訳書取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事(以下「工事」という。)について、入札に参加しようとする者の積算努力を促し、品質の確保を図るため、市が提出を求める工事費積算内訳書(以下「工事内訳書」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事内訳書の提出を求める工事は、競争入札において予定価格が2,000,000円を超える工事(単価により契約を行うものを除く。)とする。

(工事内訳書の提出)

第3条 競争入札に参加する者は、工事内訳書(別記様式)に必要事項を記載し、入札時に入札書とともに提出する。

2 立川市契約事務規則(昭和40年立川市規則第15号)第2条第2号に定める電子調達サービスにより実施する電子による条件付き一般競争入札においては、立川市電子入札実施要綱(平成17年8月1日市長決定)第7条の規定による。

(工事内訳書の取扱い)

第4条 提出された工事内訳書の取扱いについては、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 提出された工事内訳書は、書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (2) 提出された工事内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された工事内訳書は、必要に応じ、外部委員会等に提出する場合がある。

(入札の無効)

第5条 提出された工事内訳書が別表に掲げる事項に該当するときは、当該入札を無効とする。

(その他)

第6条 工事の受注者となった者に対しては、工事完成後に、入札時に提出した工事内訳書と精算額が対照できる工事内訳書の提出を別途求めることができる。

2 前項の規定により、工事完成後に工事内訳書の提出を求める案件については、

告示により定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領による改正後の立川市工事費積算内訳書取扱要領第3条第2項の規定は、施行日以後に公告するものから適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

- 1 市指定の書式で提出されていない場合
- 2 次のいずれかに該当し、未提出又は未提出と同等と認められる場合
 - (1) 提出期限までに工事内訳書が提出されない場合
 - (2) 他の工事の工事内訳書が提出された場合
 - (3) 工事内訳書として提出された書類が白紙である場合
 - (4) 当該工事に対応する工事内訳書が特定できない場合
 - (5) 他の入札参加者が作成した工事内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- 3 総額の記載のみであって、内訳の全部又は一部が記載されていない場合
- 4 次のいずれかに該当し、記載事項に誤りがあると認められる場合
 - (1) 工事名に誤りがある場合(誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く。)
 - (2) 提出者名に誤りがある場合(誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く。)
 - (3) 工事内訳書の合計金額が入札金額と合致していない場合
 - (4) 計算が整合していない場合
- 5 電子データの破損等により工事内訳書の内容が確認できない場合(入札者の責めに帰さない場合であって、工事内訳書の再提出の求めに応じない場合を含む。)
- 6 その他不備等がある場合

別記様式（第 3 条関係）

工 事 内 訳 書

年 月 日

立川市長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

件名 「 」

上記案件の入札金額について、次の工事内訳により積算しています。

単位；円 税抜き

種 目	金 額
直 接 工 事 費	
共 通 仮 設 費	
現 場 管 理 費	
一 般 管 理 費	
有 価 物 売 却 費 (任意記入)	
計	

◎この用紙は、入札書ではありません。

◎この様式は、入札書提出時に添付してください。